

神奈川県保健医療計画 進捗状況評価調書

<項目>

第1章 事業別の医療体制の整備・充実

第4節 周産期医療

とりまとめ担当課：保健福祉局保健医療部医療課

1 課題に対する平成25年度の実績

(1) 周産期医療の充実	
	→分娩取扱施設の新規開設に係る補助を3件実施した。 →重症心身施設のNICU等長期入院児に対応できる病床の増設に伴う体制整備に対して補助を実施した。 →レスパイト入院を行う2医療機関に対する補助を実施した。
(2) 周産期救急医療体制の充実	
	→周産期救急患者に係る救急医療提供体制を常時確保するとともに、急性期を過ぎた患者を地域医療機関へ転院させるための戻り搬送を推進するため、周産期救急医療システムに参加している受入病院に対して補助を実施した。 →周産期医療施設のNICU病床3床増床に係る経費に対して補助を実施した。 →新たに、横浜地区の受入医療機関確保基準（消防法第35条の5第2項（第6号））を定め、受入困難事案傷病者の収容の促進を図った。 →東京都との間で実施している、周産期搬送に係る連携体制の試行について、試行開始の平成24年1月から平成25年8月末までの19か月間に取り扱った24件について、試行の検証（実績の検証、諸課題の把握、今後の取組みに向けての検討）を実施し、浮上した課題について改善を行い、試行を延長することとした。

2 目標値の推移

取組 区分	名称	単位	策定時	実績値 (H25)	達成目安 (年平均)	目標値 (H29年度)	達成率 (%)	備考
(2)	産科医・産婦人科医の数	人	699	722	709	750	◎ (230.0)	実績値：平成24年医師・歯科医師・薬剤師調査
(2)	NICUの病床数	床	195	198	200	222	● (60.0)	

3 参考指標の推移

取組 区分	指標 区分	指標名	単位	神奈川県内		備考
				H24 年度	H25 年度	

4 課題ごとの進捗状況の評価

(1) 周産期医療の充実

評価	A ・ B ・ C ・ D
評価分析	・新規開設する3分娩取扱施設に対して補助を実施し、身近な地域における出産の場の確保に努めた。 ・NICU等の病床確保及び周産期救急医療体制の確保のため、重症心身施設のNICU等長期入院児に対応する病床の増設に伴う支援を実施した。 ・レスパイト入院を実施する医療機関に対して支援を実施することで、レスパイト入院の導入促進を図り、円滑な在宅への移行を促し、NICU等の病床確保及び周産期救急医療体制の円滑な循環を図った。
評価理由	重症心身施設のNICU等長期入院児に対する病床の体制整備に支援し、周産期医療体制の後方支援施設としての機能強化を図ったものの、円滑な移行が進まないなど、課題解決に向けてやや進捗が遅れている。
今後の取組の方向性	平成25年度に引き続き、NICU等長期入院児に対する在宅や適切な施設への円滑な移行に努める。

(2) 周産期救急医療体制の充実

評価	A ・ B ・ C ・ D
評価分析	・周産期救急医療システムに参加している22受入病院に対して運営費に係る補助を実施し、周産期救急患者に係る救急医療提供体制を常時確保した。 ・NICU病床の増床に係る経費に対して補助を実施し、NICU病床の充実を図った。 ・横浜地区の受入確保基準が定まったことにより、全県の確保基準が定まり、受入困難な事案の傷病者の適正な医療機関での収容の促進を図った。 ・東京都との広域連携体制の試行により、県域を越えた周産期搬送に係る連携体制の強化を図った。 ・数値目標に掲げる産科医・産婦人科医の数については、目標を達成しているが、NICUの病床数については、人員体制の確保が困難であることなどから、病床の整備が進まず、目安に対してやや進捗が遅れている。
評価理由	NICUの病床数については、数値目標にはやや達していないものの、産期救急患者に係る救急医療提供体制を常時確保する取組みを着実に実施しており、課題解決に向けて比較的順調に進捗している。

今後の取組の方向性	平成 25 年度に引き続き、周産期救急患者に係る救急医療提供体制の常時確保に向けた取組みを進める。
-----------	---

5 総合評価

評価	評価理由
B	・NCIU 長期入院児を在宅や適切な施設に移行できる体制整備については、課題解決に向けてやや進捗が遅れているものの、周産期医療体制を常時確保する取組みは着実に進めており、全体としては、課題解決に向けて比較的順調に進捗している。

6 特記事項

国整備指針に基づき策定している「周産期医療体制整備計画」（平成 23 年 1 月策定、平成 27 年 3 月末で期間満了）について、国整備指針の改定が平成 27 年 2 月頃となる予定から、現在の計画を 1 年間延長し、平成 27 年度に、新しい国整備指針に基づく、計画を実施する予定であり、今後、目標値の修正等が必要となる可能性がある。（平成 28 年度に修正予定）
--